○国土交通省令第八十八号

薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行に伴い、海上保安庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

海上保安庁組織規則の一部を改正する省令

海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一号ヌ及び第八十一条の三第一号ヌ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附　則

この省令は、薬事法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

告示

○総務省告示第四百三号

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第三条第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する国の負担又は補助の割合の特例を適用する公害防止対策事業として、次の事業を指定する。

平成二十六年十一月二十五日

総務大臣　山本　早苗

事業名	事業主体	事業期間
有明海覆土等事業	佐賀県	平成二十六年度から平成二十九年度まで
有明海覆土等事業	長崎県	平成二十六年度から平成三十年度まで

○中央選挙管理会告示第十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項及び第二十三条第一項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十一日の衆議院の解散による衆議院比例代表選出議員の選挙における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十四条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十一月二十五日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

被登録資格の決定の基準となる日	平成二十六年十二月一日
登録を行う日	ただし年齢については 平成二十六年十二月十四日
縦覧に供する期間	平成二十六年十二月一日 平成二十六年十二月二日

○中央選挙管理会告示第二十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二十三条の十一第一項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十一日の衆議院の解散による衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院議員の選挙が行われる際に行うこととされている在外選挙人名簿に係る縦覧の期間を次のとおり定めたので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十一月二十五日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

○中央選挙管理会告示第二十一号

衆議院名簿届出政党等が北関東選挙区及び東京都選挙区において政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を定める件（平成二十四年中央選挙管理会告示第十九号）の全部を次のように改正する。

平成二十六年十一月二十五日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

衆議院名簿届出政党等が北関東選挙区及び東京都選挙区において政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第八項の規定に基づき、衆議院名簿届出政党等が北関東選挙区及び東京都選挙区において政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数は、次の表の上欄に掲げる衆議院名簿登載者の数の区分に応じ、それぞれ同表に定める基幹放送事業者及び回数とする。

衆議院名簿登載者の数	北関東選挙区		東京都選挙区	
	基幹放送事業者の名称	回数	基幹放送事業者の名称	回数
一人から九人まで	株式会社フジテレビジョン	一	株式会社テレビ朝日	一
十人から十八人まで	株式会社フジテレビジョン	二	株式会社テレビ朝日 株式会社テレビ東京	一一
十九人から二十七人まで	株式会社フジテレビジョン	三	株式会社テレビ朝日 株式会社テレビ東京	一二
二十八人以上	株式会社フジテレビジョン	四	株式会社テレビ朝日 株式会社テレビ東京	一三

○法務省告示第五百八号

千葉県南房総市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十六年十一月二十五日

法務大臣　上川　陽子

千葉県安房郡平群村平久里中六百八十番地

原　良太郎

○法務省告示第五百九号

商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十六条第四項第二号ハの規定（他の省令において準用する場合を含む。）に基づき、商業登記規則第三十六条第四項第二号ハの規定による電子証明書の指定に関する件（平成二十四年法務省告示第五十四号）の一部を次のように改正する。

この改正は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十六年十一月二十五日

法務大臣　上川　陽子

1に次のように加える。

(6) e-Probatio PS2サービス（平成17年総務省・法務省・経済産業省告示第15号）の用に供するために作成された電子証明書

○法務省告示第五百十号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十六年十一月二十五日

法務大臣　上川　陽子

住所　長野県千曲市大字雨物前屋464番地1
張宇　昭和59年4月27日生

住所　千葉県白井市桜台2丁目4番13―403号
申鐘吉　昭和35年8月13日生
白信枝　昭和32年2月13日生
申友紀　平成9年1月4日生

住所　三重県松阪市大平尾町55番地
安優紀　昭和57年7月2日生

住所　東京都足立区扇2丁目25番1―601号
朴美子　昭和39年7月25日生

住所　東京都品川区中延2丁目9番14号
玄靖子　昭和42年9月16日生

住所　北九州市門司区下二十町7番7―203号
李勇　昭和19年6月12日生

住所　石川県金沢市もりの里1丁目154番地
閻紅生　昭和24年10月1日生

住所　東京都台東区池之端2丁目1番35―910号
任博　昭和27年8月3日生

住所　岩手県盛岡市加賀野1丁目18番26―303号
任洋慶　昭和63年12月7日生

住所　東京都渋谷区幡ヶ谷3丁目31番10―320号
高峰愛　昭和46年3月14日生

住所　東京都大田区大森北6丁目23番17号
金彩希　昭和61年8月19日生

住所　千葉県松戸市栄町3丁目150番地2
張志前　昭和52年4月12日生
張翔　平成18年8月31日生
張盈　平成22年2月22日生

住所　大阪市城東区野江1丁目7番24―512号
賈欣豪　昭和56年6月17日生